

接種順位の考え方

令和3年2月17日
厚生労働省
第3回自治体向け説明会資料
を基に作成

別添2

接種順位の基本的考え方と具体的な範囲について

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。

その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種をできるようにする。

令和3年2月9日 内閣官房、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」

接種順位の基本的考え方と具体的な範囲について

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

医療従事者等への接種

【接種の特例】

高齢者施設等に併設する居宅サービス事業所等の従事者（要件を満たす者に限る。）
→当該高齢者施設等の入所者等と同じタイミングで施設内で接種を受けることができる。

高齢者へのクーポン配布

高齢者への接種

居宅サービス事業所等の従事者
（要件を満たす者に限る。）

基礎疾患を有する者
（高齢者以外）への接種

高齢者施設等の従事者への接種

それ以外の者へのクーポン配布

60～64歳の者（ワクチンの供給量による）

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種